

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
平成26事業年度の業務実績に関する評価結果  
(たたき台)

大阪府地方独立行政法人  
大阪府立病院機構評価委員会

# 目 次

1	地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2	全体評価	2 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	<全体評価にあたって考慮した事項>	
	① 地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標	
	② 平成 26 年度における重点的な取組み	
	③ 特筆すべき取組み	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3	大項目評価	
3-1	「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	4 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	<小項目評価の集計結果>	
	<小項目評価にあたって考慮した事項>	
	① 特筆すべき小項目評価	
	② その他考慮する事項（Ⅱの場合）	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2	「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価	7 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	<小項目評価の集計結果>	
	<小項目評価にあたって考慮した事項>	
	① 特筆すべき小項目評価	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	

## 1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

- 大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構（平成 18 年 4 月 1 日設立）について、本評価委員会は、「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」に基づき、次のとおり平成 26 事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

### <評価の基本方針>

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。

### <評価の方法>

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリングなどを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、中期計画等の進捗状況について総合的な評価を行う。

### <項目別評価の具体的方法>

項目別評価は、①法人による自己評価、②評価委員会による小項目評価、③評価委員会による大項目評価の手順で行う。

#### ①法人自己評価

実績報告書の小項目ごとに I～V の 5 段階で自己評価を行う。

#### ②委員会小項目評価

法人の自己評価、目標設定の妥当性などを総合的に検証し、小項目ごとに I～V の 5 段階による評価を行う。

#### ③委員会大項目評価

評価委員会における小項目評価の結果、特筆すべき事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～D の 5 段階による評価を行う。

### <全体評価の具体的方法>

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について評価を行う。

## 2 全体評価

### (1) 評価結果と判断理由

- 平成 26 事業年度の業務実績に関する評価については、4 ページ以降に示すように、  
**【案 1】「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化」の 2 つの大項目評価について、A 評価（「計画どおり」）が妥当であると判断した。**  
**【案 2】「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」は B 評価（「おおむね計画どおり」）「業務運営の改善及び効率化」は A 評価（「計画どおり」）、が妥当であると判断した。**
- 特に、以下のような取組みを評価した。
  - ①各病院が医療施策の実施・診療機能の充実強化を図り、優れた人材の確保に努め診療機能充実のための基盤づくりを推進した。
  - ②全国的に医療スタッフが不足する中、5 病院全体の医師・看護師・医療技術職の現員数を増加させた。
  - ③患者からの要望を踏まえ、計画的に患者サービス向上のための取組みを実施。満足度調査の結果については、おおむね高い水準での満足度で推移。
  - ④将来見込まれる施設整備財源等に充てるため、17.1 億円を財源繰越制度により積立てた。
  - ⑤各病院において、地域医療連携の強化により新入院患者数の確保に努め、新たな施設基準の取得により医業収益の増加につながり、結果全病院において医業収益が前年度実績を上回った。
- 以上の大項目評価等の結果に加え、大阪府立病院機構の基本的な目標、平成 26 年度の重点的な取組みなどを総合的に考慮し、平成 26 事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。  
 なお、法人の取組みを俯瞰して、本評価委員会として、次の意見を付記する。

### 評価委員会として、全体を俯瞰しての意見を記載

住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 (4 ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化 (7 ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり

法人の基本的な目標、26 年度の重点的な取組み等を総合的に考慮して・・・

#### <全体評価の評価結果>

- 案(1)「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」
- 案(2)「全体としておおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

## <全体評価にあたって考慮した事項>

### ①地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

『今日、高齢化の進展や疾病構造の変化などに伴い、府民の医療ニーズが高度化・多様化する中で、府立の病院は、他の医療機関との役割分担と連携のもと高度専門医療の提供や府域の医療水準の向上など、求められる役割を果たしていく必要がある。

第1期中期目標期間においては、機構の基本理念のもと、府立の病院として果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供や地域連携の強化、さらには患者満足度の向上などに一定の成果を得るとともに、地方独立行政法人化の5病院一体運営のメリットを活かすことにより、経営改善に取り組んだ結果、不良債務の解消を図ることができた。

第2期中期目標期間では、日本の医療をリードする病院を目指し、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供しつつ、新しい治療法の開発や府域における医療水準の向上を図るとともに、これらの病院活動を担う優秀な人材の確保や組織体制の強化及び施設整備を戦略的に進めていく。』

### ②平成26年度における重点的な取り組み

平成26事業年度は、患者・府民のニーズに対応するため、大規模な施設整備をはじめとして、高度医療機器の導入や、優れた人材の確保・育成など診療機能充実のための基盤づくりを推進した。

また、病院機構を取り巻く環境が著しく変化する中、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、自律性を発揮し、機動的に病院運営を進めることを基本としつつ、患者サービスの向上など本部事務局と各病院での一体的な取り組みを進め、地域医療へ貢献し、各病院の課題解決についての取組を進めた。

### ③特筆すべき取組み

- ①各病院の役割を踏まえた医療政策等の着実な実施と診療機能の充実に努めた。
- ②診療機能充実のための基盤づくりとして、優れた医療スタッフの確保及び育成に努め、前年度現員数から増加。
- ③各病院において、地域連携の強化など、新入院患者の確保や診療単価の向上に努め、前年度を上回る医業収益。
- ④将来見込まれる施設整備財源等に充てるため、17.1億円を財源繰越制度により積立。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・ 目標を設定している項目やその内容を全職員が共有するとともに、目標に対する進捗状況の把握など実績管理について引き続き取組まれたい。
- ・ 目標値の設定においては、病院が果たすべき役割を踏まえ、何を目標とするのが適切かどうか検討されたい。

### 3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 案(1)小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。  
案(2)小項目評価の集計結果では、B 評価（「おおむね計画どおり」）となる。
- ①各病院における診療機能の充実強化として、急性期・総合医療センターにおいては、基幹災害医療センターとして、DMAT 隊員の技能向上に寄与。新たに開設したER部門にスタッフを配置し、日中の二次救急患者をスムーズに院内一般病棟または救命センターへ入院させる取組を開始し、救急車の搬入患者数等が目標・前年度と比較して増加。  
案1 ② 呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、呼吸器内科の医師の退職により、計画値を設定している項目については計画・前年度実績を下回るなど、一部未達成の項目を含んでいたが、重症な患者の受入れなど府立病院として高度専門医療を提供するという役割を着実に実施し、地域の医療ニーズにも応えたことを考慮  
案2 ② 目標項目の6つのうち、患者数を目標とした3つで未達成となっている。未達成理由が、医師の減少によるものとのことであるが、今後、組織・人事としての問題や対策を考えるべき。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

#### <小項目評価の集計結果>

22 項目【案(1)すべてが小項目評価のⅢに該当していることから、・案(2)小項目評価のⅢが9割以上であることから】小項目評価の集計では、【案(1)A 評価（「計画どおり」進捗している）・案(2) B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）】となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施している	IV 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 計画を順調に 実施している	Ⅱ 計画を十分に 実施できて いない	I 計画を大幅 に下回って いる
高度専門医療の提供 ・医療水準の向上	17	0	0	16or17	1 or0	0
患者・府民の満足度 向上	5	0	0	5	0	0
合計	22	0	0	21or22	1 or0	0

#### <小項目評価にあたって考慮した事項>

① 特筆すべき小項目評価（（ ）は小項目評価の番号）

- (1) 急性期・総合医療センターにおける医療施策の実施及び高度救命救急センターの取組【Ⅲ】  
基幹災害医療センターとして、DMAT 隊員の技能向上に寄与。大阪府・市町村合同地震・津波災害対策訓練で、訓練計画を企画立案から実施。多数の職員がインストラクターやコントローラーとして参加。

新規開設のER部門にスタッフを配置し、日中の二次救急患者をスムーズに院内一般病棟または救命センターへ入院させる取組を開始し、救急車の搬入患者数等が目標・前年度と比較して増加。

これらの取組み実績を踏まえ、基幹災害医療センターとしての取組や、救急診療科におけるER部の設置による効率的な患者受入れ体制の構築など、年度計画の項目を着実に達成したことについて、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

案(1) (2) 呼吸器・アレルギー医療センター【Ⅲ】

平成26年度は、呼吸器内科の医師の退職により、計画値を設定している項目については計画・前年度実績を下回るなど、一部未達成の項目を含んでいるものの、重症な患者の受入れなど府立病院として高度専門医療を提供するという役割を着実に実施するとともに、地域の医療ニーズにも応えたことを考慮し、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

なお、呼吸器・アレルギーセンターは、全国的にも特徴ある専門医療を担っており、その強みを活かした取組や、地域のみならず、広域的な基幹病院としての役割に期待する。

【※ Ⅱ評価とした場合に記載】

案(2) (2) 呼吸器・アレルギー医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅱ】

目標項目の6つのうち、患者数を目標とした3つで未達成となっている。未達成理由が、医師の減少によるものとのことであるが、今後、組織・人事としての問題や対策を考えるべき。

以上のことから、Ⅲ評価とする法人の自己評価までには至らず、Ⅱ評価が妥当と判断。

なお、呼吸器・アレルギーセンターは、全国的にも特徴ある専門医療を担っており、その強みを活かした取組や、地域のみならず、広域的な基幹病院としての役割に期待する。

(3) 精神医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

緊急救急病棟において、措置入院・緊急措置入院の受入れのため、毎日1床以上の保護室ベッドを確保。精神疾患患者の緊急受入れ要請に着実に対応し、医師の休職・退職等により確定診断枠を増設することが困難であったが、他府県在住者に医師の紹介状の提出を求めるなど、府内在住者の待機期間が長期化しないよう配慮し、確定診断待機患者数の減少に努めるなど、役割に応じた医療施策の着実な実施に努めた点を評価し、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

(4) 成人病センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

難治性、進行性、希少がん患者に対し手術、放射線治療、化学療法を組み合わせた集学的治療などを実施するなど、患者一人一人の症状に最適な治療法を選択し、集学的な治療に取り組みを行い、また、放射線治療について、VMATに移行し、治療の高速化、高機能化を図り、治療件数の増加を図るなどを評価し、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

(5) 母子保健総合医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

周産期医療、小児がん拠点病院としての取組や新手術棟の運用開始による重篤小児の受入れ体制の構築など、項目を着実に達成したことについて、Ⅲ評価とした法人の自己評価を妥当と判断。

(8) 治験の推進【Ⅲ】

各病院の治験実施状況については、年度計画の項目を達成したとして、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

なお、臨床研究に求められる事務手続きについては、各病院で専門性が異なるため一本化は難しいが、病院間で連携を図るなど、より効率的に対応することが望ましい。

(10) 優れた医療スタッフの確保・育成【Ⅲ】

全国的に医療スタッフが不足する中、医師については大学病院への働きかけや、採用選考の早期化など採用方法の工夫に努め、昨年度同時期における確保数を上回るなど、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

(20) 外来待ち時間の対応【Ⅲ】

患者の待ち時間の負担軽減をするため、快適な待合環境づくりをするとともに、新たな取組を開始するなど、各病院において年度計画の項目を着実に達成したとして、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

なお、「待ち時間」の解消は、どこでも問題となる。今実施している対策も含め今後も、さらなる改善に向けた努力を望む。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ※ 医療安全については、特に現場からのインシデント報告が重要であり、今後もそのような体制を整え、維持することを望む。
- ※ クリニカルパスについては、適正かつ効率的に運用するため、定期的に見直すことが重要と考えられる。
- ※ 一部病院で実施されているが、検査の開始時間を早めるなどの効果ある取組を望む。
- ※ 病院の運営において、ボランティアは、必要な人員と考える。よって、ボランティアとの定期的な意見交換の場を今後も継続的に設けるなど、病院運営に携わっていると意識してもらえらるような取組が必要と考えられる。



### 3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 効率的・効果的な業務運営、業務プロセスの改善を行ったことにより、各病院において、医業収益の増加につながり、結果全病院において医業収益が前年度実績を上回り、また、将来見込まれる施設整備財源等に充てるため、17.1 億円を財源繰越制度により積立てるなど、収益増加や経費節減及び、将来見込まれる財源の手当てを行うなど着実に取組みを進めていることから、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり進捗」している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

#### <小項目評価の集計結果>

9 項目のすべてが小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施している	Ⅳ 計画を十上 回って実施 している	Ⅲ 計画を順調 に実施して いる	Ⅱ 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
組織体制の確立	3	0	0	3	0	0
経営基盤の安定化	6	0	0	6	0	0
合計	9	0	0	9	0	0

#### <小項目評価にあたって考慮した事項>

① 特筆すべき小項目評価。（（ ）は小項目評価の番号）

#### (23) 組織マネジメントの強化【Ⅲ】

機構全体として各病院の経営課題の分析や、患者サービス向上のための取組み報告などの課題解決に取組み、年度計画の項目を着実に達成したことについて、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

なお、職場の意見を集約し取り入れる体制が必要と考えられる。

#### (24) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化【Ⅲ】

各病院間での兼任・研修体制を図り、診療科の新設や組織体制の再編など、年度計画の項目を着実に達成したことについて、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

なお、非常勤医師の採用などについて、各病院において決定権があることは、効率的かつスムーズな病院運営のために、良いと考えられる。

(26) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

医業収益は前年度と比較して増加。しかし、医業費用についても増加しており、法人全体での経常収支比率、医業収支比率は前年度・目標を下回る結果となっている。

だが、将来の施設整備に係る負担増が見込まれることから財源繰越制度により、25年度の資金収支差や精神医療センターの土地売却にかかる収益を踏まえ、17.1億円の積み立てを行うなど、将来負担への取組や自律的な経営管理及び柔軟な予算編成・予算執行を行っていると思受けられるため、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

(28) 未収金対策、資産の活用

未収金が発生した患者に対し、再来時に再来受付機の利用停止、分納希望者への個別相談を実施し、長期間に渡る未納者については、弁護士法人への回収委託など、法的手段に着手するなど、未収金発生を未然に防ぐ取組や未利用地の売却など、年度計画の項目を着実に達成したことから、Ⅲ評価とする法人の自己評価を妥当と判断。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等